

住民監査請求の結果の概要
(「所得税等の源泉徴収漏れ」に関する件)

1 監査の結果

平成26年9月11日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、同年11月7日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

平成26年9月5日付け本県記者発表に係る所得税等の源泉徴収漏れについて、相当の確実さをもって予測される延滞税及び不納付加算税の納付(支出)(以下「本件支出」という。)が地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たり、源泉徴収漏れの件数が多く、延滞税及び不納付加算税の金額が多額であることから全体として法第243条の2に規定する重大な過失があることが推認されるとして延滞税及び不納付加算税の支出を差し止めるか、又は、既に延滞税等を支出した場合は源泉徴収漏れに関わった職員又は神奈川県知事(以下「知事」という。)の職にある者に対し、損害賠償請求をするよう、知事に命ずることを求める。

3 判断の理由

本件支出の違法性や職員の賠償責任について認定した事実を踏まえ、次のとおり判断を行った。

(1) 本件支出の違法性について

所得税法第221条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条第5項の規定により、源泉徴収義務者が源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付しなかったときは、税務署長は、当該所得税等を源泉徴収義務者から徴収する旨定められている。

また、延滞税については、国税通則法第60条の規定により、納税者は源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは延滞税を納付しなければならないと定められており、不納付加算税については、同法第67条の規定により、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は不納付加算税を徴収する旨定められている。

したがって、判明した所得税等の源泉徴収漏れについて、源泉徴収漏れにかかる所得税等とそれに伴う延滞税及び不納付加算税を納付すべき法律上の義務が本県にあるため、本件支出に違法性は認められない。

(2) 本件支出に対する職員の賠償責任について

ア 法の規定等

本件源泉徴収漏れに伴い延滞税及び不納付加算税を課税されることに関係した予算執行職員等(支出負担行為、支出命令又は支出負担行為に関する確

認、支出又は支払等をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの）が法第243条の2第1項の規定により、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされており、本件支出を本県の損害ととらえ職員に賠償を求める場合は、本件支出の原因行為である所得税等の源泉徴収漏れが、故意又は重大な過失に当たるかどうか判断の基準になる。また、地方公営企業法第34条では、法第243条の2の規定を準用している。

イ 故意

法令用語で「故意」とは、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすることをいう。

ウ 重大な過失

法第243条の2で規定する「重大な過失」については、松本英昭著「逐条地方自治法第6次改訂版」によると、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ることを示す軽過失に対するものである」とされている。また、最高裁判所昭和32年7月9日第三小法廷判決では、「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い、著しい注意欠如の状態を指すもの」とされている。

エ 故意又は重大な過失の有無

今回の所得税等の源泉徴収漏れの原因は、監査の結果、認定した事実によると、源泉徴収の対象となる「報酬・料金等」にどのようなものが該当するかが、通常、職員が執務で参考とする庁内向けグループウェアには何ら示されていなかったことなどを背景として生じていることによるものである。

また、源泉徴収制度が複雑かつ難解なことは、税務署の担当者によって見解が分かれる場合があることや、国税の徴収を行う国税局でも複数の所属で源泉徴収漏れが発生し、他の自治体でも多数の源泉徴収漏れが発生していることから認められ、税務署から今回の事案同様の内容について具体的な指導等を従来受けていなかったことから、予算執行職員等が源泉徴収を怠っていたことが著しい注意不足によるものとはいえないことから、予算執行職員等に故意又は重大な過失があったとまではいえない。

したがって、上記（1）のとおり、請求人が求めている、本県の負担による本件支出を差し止めるよう知事に命ずることには理由がない。

また、上記（2）のとおり、請求人が求めている、本件支出について予算執行職員等又は知事である者に損害賠償請求をするよう知事に命ずることにも理由がない。